

# Monthly

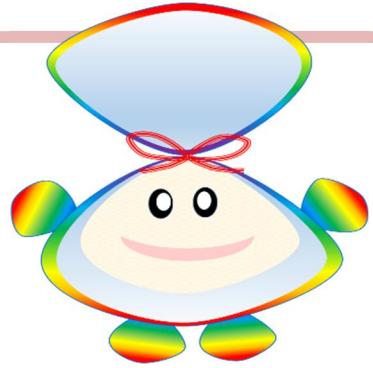
令和7年11月

[令和7年12月26日(金)公表]

ハローワーク石見大田

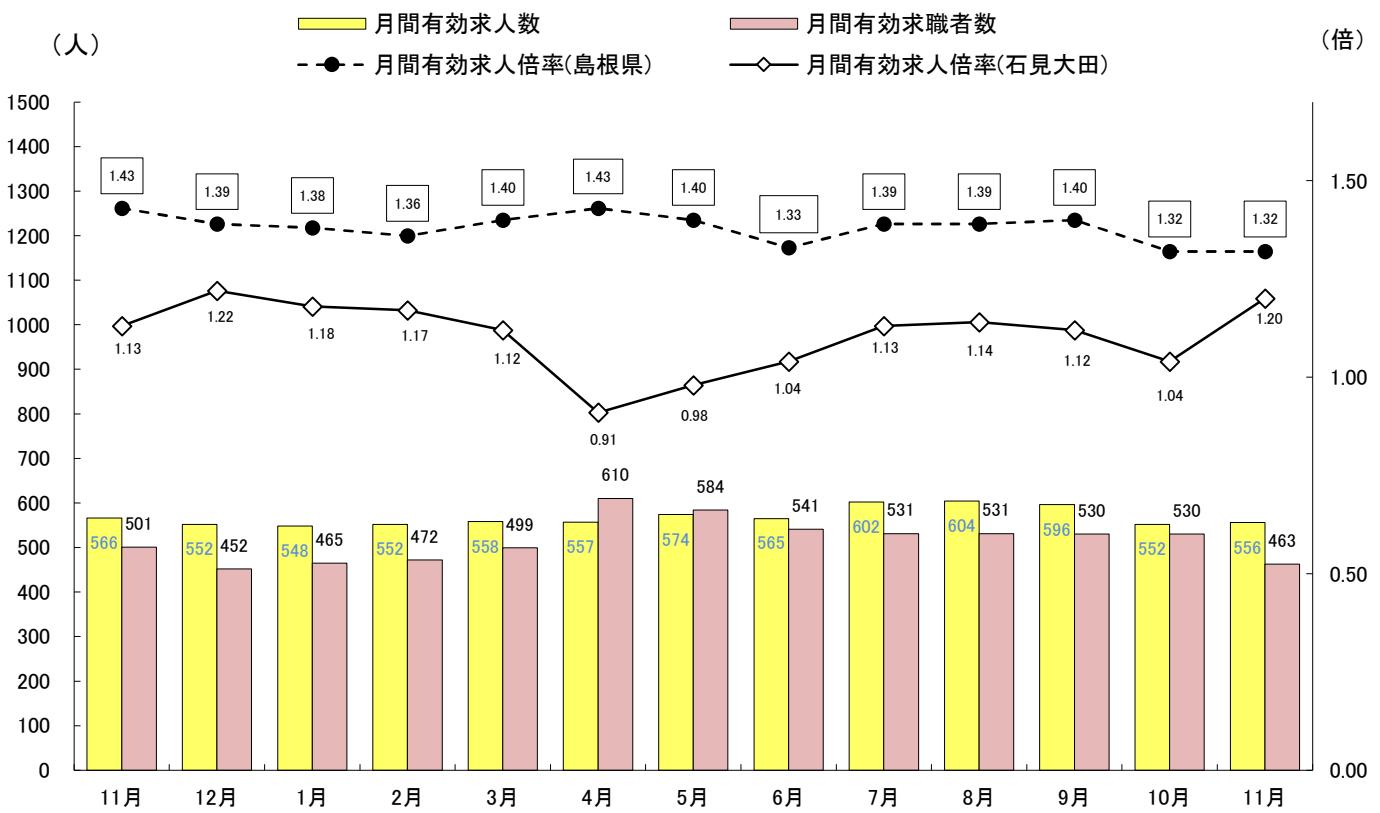
〒694-0064 大田市大田町大田口 1182-1

Tel 0854-82-8609 Fax 0854-82-1059



島根労働局公式キャラクター  
しじろー

## 求人・求職と求人倍率の推移(月間有効)



《月間有効求人倍率》 令和7年11月の石見大田所管内の月間有効求人倍率は1.20倍で  
前年同月(令和6年11月)を0.07ポイント上回りました。

全 国	1.18	島根県	1.32	石見大田	1.20
-----	------	-----	------	------	------

- (注) 1 このハローワーク・マンスリーに使用している求人数、求職者数は、新規学卒を除き、パートタイムを含む。  
 2 全国及び島根県の有効求人倍率は季節調整値。石見大田は原数値。  
 3 令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せずオンライン上で求職登録をした求職者や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数が含まれている。

# 求人・求職の動き(学卒を除き、パートを含む)

## 【令和7年11月内容】

### 《求人関係》

新規求人数は194人で、前年同月比10.9%（19人）増加しました。

このうち、フルタイム求人は113人で、前年同月比16.5%（16人）増加しました。パート求人は81人で、前年同月比3.8%（3人）増加しました。

パート求人数の全体求人数に占める割合は41.8%となっています。

新規求人数を産業別に前年同月比でみると、主な産業で増加したのは、宿泊業・飲食サービス業で83.3%（10人）、医療・福祉で16.3%（8人）でした。主な産業で減少したのは、サービス業（他に分類されないもの）で▲54.5%（6人）でした。

月間有効求人数は556人で、前年同月比▲1.8%（10人）減少しました。

### 《求職関係》

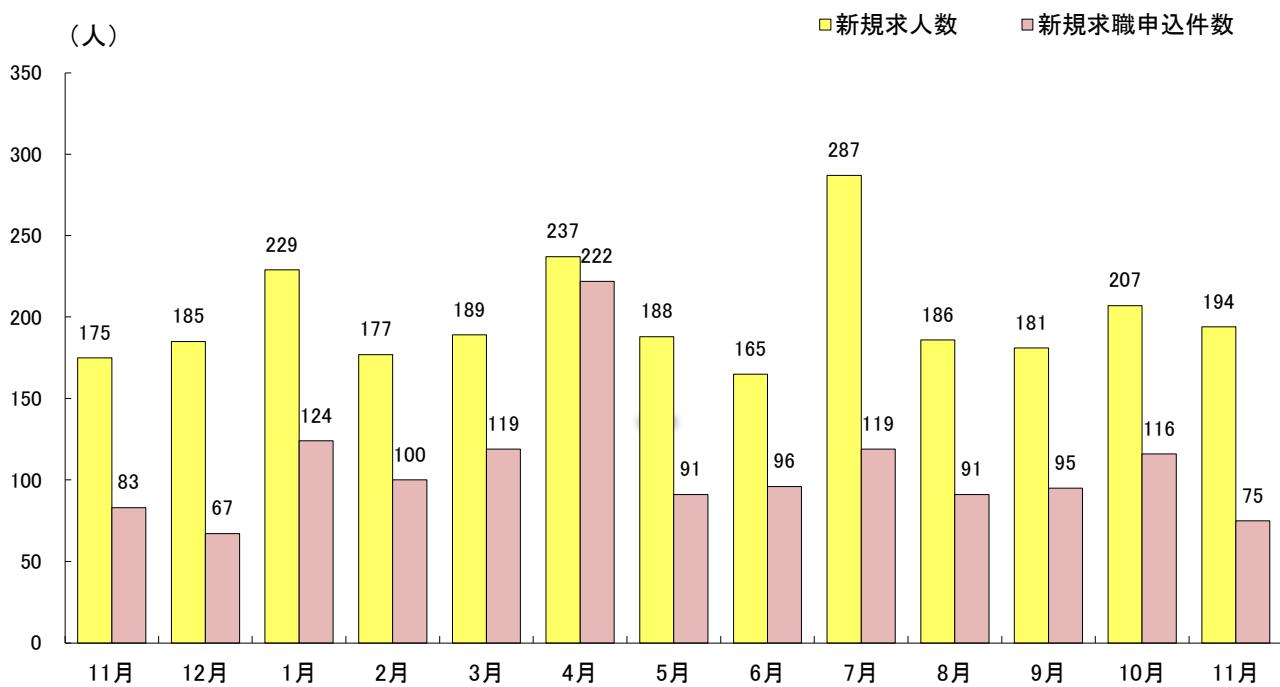
新規求職者数は75人で、前年同月比▲9.6%（8人）減少しました。

このうち、65歳以上は17人で、同30.8%（4人）増加しました。

常用新規求職者の離職理由等の状況を前年同月比でみると、自己都合離職者は39人で34.5%（10人）増加、事業主都合離職者は7人で▲36.4%（4人）減少、在職者は16人で▲44.8%（13人）減少しました。

月間有効求職者数は463人で、同▲7.6%（38人）減少しました。

### 求人・求職の推移(新規)



## 《一般職業紹介状況》

項目	当月	前年同月	対前年同月比
一般新規求人数	194	175	10.9
うちフルタイム求人	113	97	16.5
うちパート求人	81	78	3.8
月間有効求人数	556	566	▲1.8
就職件数	37	46	▲19.6
うち65歳以上	2	5	▲60.0
うち(保)受給者	13	16	▲18.8
新規求職申込件数	75	83	▲9.6
うち65歳以上	17	13	30.8
うち(保)受給者	15	14	7.1
月間有効求職者数	463	501	▲7.6
うち65歳以上	84	81	3.7

## 《常用新規求職者の離職理由等の状況》

項目	当月	割合		対前年同月比
		前年同月	対前年同月比	
離職者	52	69.3%	44	18.2
事業主都合	7	9.4%	11	▲36.4
自己都合	39	52.1%	29	34.5
自営・その他	6	8.1%	4	50.0
在職者	16	21.3%	29	▲44.8
無業者	7	9.3%	10	▲30.0
合計	75	100.0%	83	▲9.6

## 《産業別新規求人状況》

項目(産業分類)	新規求人数			前年同月	対前年同月比
	一般	パート	合計		
農、林、漁業(01~04)	4	0	4	3	33.3
鉱業、採石業、砂利採取業(05)	0	0	0	0	-
建設業(06~08)	14	0	14	14	0.0
製造業	22	13	35	34	2.9
食料品製造業(09)	6	11	17	21	▲19.0
飲料・たばこ・飼料製造業(10)	4	0	4	3	33.3
繊維工業(11)	2	2	4	4	0.0
木材・木製品製造業(12)	0	0	0	2	-
プラスチック製品製造業(18)	0	0	0	0	-
窯業・土石製品製造業(21)	4	0	4	1	300.0
電子部品・デバイス・電子回路製造業(28)	2	0	2	0	-
輸送用機械器具製造業(31)	4	0	4	3	33.3
電気・ガス・熱供給・水道業(33~36)	0	0	0	0	-
情報通信業(37~41)	0	0	0	0	-
運輸業、郵便業(42~49)	8	0	8	6	33.3
卸売業、小売業(50~61)	12	21	33	35	▲5.7
金融業、保険業(62~67)	0	0	0	0	-
不動産業、物品販貸業(68~70)	0	0	0	0	-
学術研究、専門・技術サービス業(71~74)	0	0	0	0	-
宿泊業、飲食サービス業(75~77)	5	17	22	12	83.3
生活関連サービス業、娯楽業(78~80)	1	0	1	0	-
教育、学習支援業(81~82)	2	0	2	0	-
医療、福祉(83~85)	33	24	57	49	16.3
複合サービス事業(86~87)	8	0	8	7	14.3
サービス業(他に分類されないもの)(88~96)	4	1	5	11	▲54.5
公務・その他(97~99)	0	5	5	4	25.0
合計	113	81	194	175	10.9

## 《雇用保険関係業務取扱状況》

項目	当月	前年同月	対前年同月比
適用事業所数	682	689	▲1.0
被保険者数	6,697	6,704	▲0.1

項目	当月	前年同月	対前年同月比
初回受給者数	25	18	38.9
受給者実人員	124	100	24.0

# 求人掲載時の営業電話の トラブルにご注意ください

最近、電話で「無料で当社のサイトに求人広告を掲載しませんか?」との勧誘があり、契約したところ、無料掲載期間経過後に自動で有料掲載へ移行し、多額の広告料金を請求されるといった事案が発生しています。

―― 求人広告をインターネット等に掲載依頼する際には――

!  
**事前に広告料金や掲載期間、無料掲載期間終了後の料金、解約方法等を確認した上で契約を行ってください。**

## 実際に相談の あったケース

電話で求人広告の無料掲載の案内を受け、申請書がFAXで届き契約。申請書の下に「〇〇日経過後は有料掲載へ移行する。」と小さく記載されていたが、電話では有料掲載の話もなかったことから、記載内容に気がつかなかった。その結果、無料掲載期間経過後に自動で有料掲載に移行し、多額の広告料金を請求された。

※なお、求人者の求めに応じ、その募集情報をインターネット等で提供すること(あっせん行為を含まない)や、その広告料金を請求することは違法ではありません。

ハローワークで求人を公開した際に、求人広告サイトを運営する事業者等から電話がかかってくることがあるとの声をいただいています。

―― ハローワークでは、このような対応も可能です！――

ハローワークの求人票上で、営業をお断りする旨を記載できます！

担当者	人事課人事係長	記載場所の例	内線（　　）
	ハシモト ハナコ 橋本 花子 電話番号 99-9999-9876 FAX 99-9999-9870 Eメール xxxxxxx@xxxxxxxxx.xx.xx		

- 記載例① ハローワーク以外の職業紹介  
事業者からの営業はお断り
- 記載例② 求人掲載の営業はお断り

※営業を技術的に拒否できるわけではありませんので、あらかじめご了承ください。

担当者の連絡先を非公開にもできます！

ハローワークに提出した求人票をインターネットに公開する際に、  
**担当者の名前や電話番号などを非公開にすることができます！**

※ただし、同時に事業所名、所在地、ホームページ、画像情報などの他の企業情報も非公開となり、ハローワークの窓口の提供または求職者マイページのみ閲覧可能となります。非公開になる情報については、詳しくはハローワークにお尋ねください

# 島根県最低賃金が 1時間1,033円になりました！

令和7年11月17日から

島根労働局は事業主の皆様の賃上げを支援しています

このチラシでは、島根で事業を行う事業主の皆様に向けて、厚生労働省の支援策『「賃上げ」  
支援助成金パッケージ』や、相談窓口などを紹介します。

## ↓助成金等の施策のご紹介

### ● 働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

コース区分	助成上限額	
コース区分	基本部分	賃上げ加算
業種別課題対応コース(※1)	25~550万円	6~360万円 (※2)
労働時間短縮・年休促進支援コース	25~200万円	
勤務間インターバル導入コース	50~120万円	

制度の  
詳細は  
コチラ！



(※1)建設業の場合 (※2)労働者数30人以下の場合は倍額を加算

### ● キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、  
その規定を適用させた場合に助成します。  
パートタイム労働者など非正規雇用労働者の  
賃金引き上げが対象です。

制度の  
詳細は  
コチラ！



### ● そのほか、様々な支援策をHPで紹介しています！



支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP  
「賃上げ」支援助成金パッケージ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku-nitsuite/bunya/package\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku-nitsuite/bunya/package_00007.html)



色々な支援策があるのは分かったけど、うちの会社でどんな制度を  
活用すればいいか分からぬし、ほかにも相談したいことがあります。  
相談に乗ってくれるところはありませんか？



無料の相談窓口があります！  
裏面をご覧ください。



厚生労働省 島根労働局

(R7.11.17~)

無料相談窓口や支援サイトはこちらです！！  
悩む前に、  
まずはご相談ください。



## 島根働き方改革推進支援センター

- ・企業の「働き方改革」や賃金引上げ等を無料で支援します。
- ・専門家が来所・電話・メールによる相談等を承ります。
- ・企業の取り組み事例や労働関係助成金の活用方法等に関する働き方改革セミナーを開催しています。

島根労働局公式キャラクター しげるー

### 島根働き方改革推進支援センター

〒690-0886 松江市母衣町55番地2 島根県教育会館 2階

TEL 0120-514-452

受付時間：平日9:00～17:00 ※年末年始除く

FAX 0852-61-0361

メール [shimane@workstylereform.net](mailto:shimane@workstylereform.net)



厚生労働省委託事業【受託：全国社会保険労務士会連合会】令和7年度中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業（センター事業）

## 島根県よろず支援拠点

中小企業・小規模事業者、NPO法人・一般社団法人・社会福祉法人等の中小企業・小規模事業者に類する方、創業予定の方の売上拡大や経営改善など、経営上のあらゆるお悩みの相談に対応しています。島根県よろず支援拠点では、チーフコーディネーターを中心とする専門スタッフがご相談を伺い、適切な解決方法をご提案します（相談無料）。

### 松江オフィス

〒690-0816

島根県松江市北陵町1番地

テクノアークしまね内

TEL:0852-60-5103

FAX:0852-60-5105

### 浜田サテライトオフィス

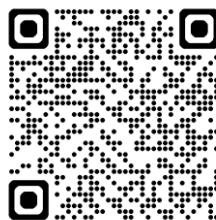
〒697-0034

島根県浜田市相生町1391-8

シティパルク2F

TEL:0855-24-9301

FAX:0855-22-0577



## 中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポplus」

中小企業・小規模事業所を対象としたさまざまな支援施策をより使ってもらうことを目指した総合支援サイトです。無料で会員登録をすると、最新の情報を受け取れます。



補助金情報 中小企業支援サイト  
補助金や支援等のサポートを  
ご案内しております。

<https://mirasapo-plus.go.jp/>



最低賃金について詳しくはこちら（島根労働局HP）→

厚生労働省 島根労働局



(R7.11.17～)